

第5節 同和対策

○上牧町人権擁護に関する条例

（平成7年4月1日）
（条例第13号）

改正 平成14年3月29日条例第14号

（目的）

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めている日本国憲法の理念にのっとり、町民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって町民一人一人の参加による差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（町の責務）

第2条 町は、前条の目的を達成するため、上牧町総合計画並びに関係法令等に基づき必要な施策の推進を図り、町民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

（町民の責務）

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

（啓発活動の充実）

第4条 町は、人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

（その他）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月条例第14号）

この条例は、平成14年3月31日から施行する。